

学童保育における子育て・家族支援の課題

伊 部 恭 子

〔抄 録〕

本研究では、学童保育における子育て・家族支援について、国内における関連先行研究の成果を整理し、それをもとに、筆者の関わる学童保育の「子育て・家族支援研究会」の活動を例として、ソーシャルワークの観点から課題に関する考察を行った。まず、先行研究の検討からは、運営・経営に関する課題、気になる子どもと保護者への支援に関する課題、保護者のつながりやネットワークの形成に関する課題、ソーシャル・インクルージョンに関する課題があることを確認した。次に、それらについて、研究会の実践事例においても同様の課題が導かれることを確認するとともに、実践の質をより高めていくためには、指導員の援助観・人間観や、利用者の生活の全体像をとらえる視点、実践をふりかえり、共有していくための事例研究を行うことの意義について提示した。学童保育を基盤とした子育て・家庭支援の活動には、地域における社会的養護と子育て支援の双方にまたがる内容を含むことが示唆される。今後は、学童保育における職責や専門性を明らかにするために、その仕事の内容を分析し意味づけていく作業が求められる。本研究は、そうした作業の一部を構成するものであるが、国内外の放課後の子どもへの支援に関する先行研究や取り組み、実践事例の検討など、より詳細な分析を行うことが課題である。

キーワード：学童保育，放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ），子育て・家族支援，事例研究，ソーシャルワーク

I. はじめに——問題の所在と研究目的

本稿では、学童保育⁽¹⁾における子育て・家族支援について、ソーシャルワークの観点から考察し、その意義と課題を明らかにする。具体的には、関連する先行研究から得られた知見をふまえるとともに、ある事例研究会の活動を素材として取り上げ、検討する。

そもそも学童保育における子育て・家族支援とは何か。それについて述べる前に、まずは、学童保育に求められる目的と機能を確認したい。児童福祉法第6条の2第2項では、放課後児童健全育成事業を、「小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であって、その保護者が

労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」と規定している。また、1967年に発足し、学童保育の拡充と発展をめざして活動を行ってきた民間専門団体の全国学童保育連絡協議会は、学童保育について、「共働き家庭や母子・父子家庭の小中学生の子どもたちの毎日の放課後（学校休業日は一日）の生活を守る施設」であり、「学童保育に子どもたちが入所して安心して生活を送ることができることによって、親も仕事を続けられ」、「学童保育には親の働く権利と家族の生活を守るという役割」もあると紹介している⁽²⁾。これらを概観すると、学童保育とは、学齢期の児童の健全育成——、健やかな育ち、発達の支援を目的とし、放課後の児童の生活と遊びを保障・支援するとともに、保護者の就労を支援する機能をもつことが確認できよう。

上述した目的と機能を核にしつつも、近年、学童保育に求められている社会的ニーズや要請は、新たな段階に入ってきているのではないだろうか。そのように考える背景としては、例えば以下のような点があげられる。第1に、現代、日本の社会変動のなかで、子どもをもつ保護者にとって子育てを含む多様な生活上の不安や困難、課題があり、子どもの育ちや発達に関する社会的な支援とともに、保護者への支援がより必要とされている点である。第2に、子どもを対象とした犯罪などが社会問題となるなかで、子どもにとって安全・安心な居場所の提供が求められている点である。第3に、1990年代以降の、一連の少子化対策、子育て支援や次世代育成支援に関する施策が誕生し展開するなかで、児童の健全育成施策もその一部に組み込まれ、虐待の予防などを含めた役割と、家庭の養育を支援する期待が高まっていることがあげられる。第4に、学童保育の場は、子どもの生活圏に属し、子どもの養育あるいは教育の場である家庭や学校の双方とつながりを持ち、かつ地域の社会資源の一つをなすことにその特性（固有性）があるという点である。そして第5に、「子ども手当」制度創設にみられるように、次世代を担う子どもを育てることを、持続可能な社会にしていくためのいわば投資として社会に位置づける施策が検討されている点である。

そのような背景のなかで、近年、学童保育に期待する社会的要請とともに学童保育に求められる役割や機能の見直しが検討されている。例えばそれは、支援の対象に関して、児童のみではなく、児童の生活する家庭や地域を対象とし、保護者との関わりや支援のありかた、地域社会における子育て環境をより豊かにするための方策、他の社会資源との組織的かつ有機的な連携のありかたなどについての検討である。また、保護者の就労の有無にかかわらず、必要とする児童すべてに放課後の居場所や支援を提供しようとする「放課後子どもプラン」施策の創設とその具体化をめぐる議論も、現在、進行の最中にある⁽³⁾。さらに、保育所を利用していた児童が学齢期に達した時（小学校1年生になった時）にスムーズに学童保育に移行して利用できるような制度や体制、待機児童の解消に関する課題、養育基盤の脆弱な家庭にある児童や障害のある児童などの、特定ニーズ、気になる児童への支援などもあげられよう。

このように、過度期にある学童保育のおかれている状況や課題を検討するためのアプローチに関しては、一つ目には先述したような背景をふまえ、社会的要請として学童保育に何が求められているかに着眼して考察するという方法がある。また、二つ目には、学童保育の現場で何が生じているかという現実から出発して分析を行い、課題を見出していくという方法もあろう。三つ目には、1960～70年代に共働き家庭の「鍵っ子」対策や「留守家庭児童」対策として広がりを見せた学童保育の歴史的な脈から子育て家庭のニーズに着目しつつ検討する方法もある(平田2007, 西郷1998, 八重樫1999)。四つ目は、国際比較による課題の検討である(池本ら2009a, b)。

ここでは、関連先行研究の検討と施策の動向について基礎的な整理を行い、得られた知見をもとに、上述の二つ目のアプローチから考察したい。具体的には、先述したように、ある事例研究会の活動を例として、ソーシャルワークの観点から検討を行う⁽⁴⁾。あわせて事例研究会の意義についても考察する。それらの作業を通して、学童保育における子育て・家族支援の意義と課題を確認していきたい。よって、冒頭で述べた学童保育における子育て・家族支援が何を意味するかということについても、現場実践の事例や、事例研究会を通して見出されたことをふまえて述べる。

II. 先行研究にみる学童保育の子育て・家族支援の課題と施策の動向

国内の学童保育に関する先行研究では、論文や報告書等のほか、実践や政策提言に関する内容が比較的多い⁽⁵⁾。ここでは、とくに、家庭や保護者との関わり、子育て支援などにも言及して検討を行っている先行研究を取り上げ、以下の4点に整理を試みた。施策の動向とあわせて確認したい。

1. 運営・経営に関する課題と子育て・家族支援

学童保育における運営や経営に関する問題点や課題を提示した研究には、原(2003)が、長野県内の学童保育所を対象とした職員等へのヒアリングと資料分析を行い、設置者と運営者の相違から法人立型、民設民営型、公設公営型、公設民営型の4タイプに類型化し、それぞれのタイプの特性により運営委託料や保育費、職員数、面積、利用料等に関する施設間格差があることを指摘している。また、これらの施設間格差は、保育条件の差を示すものであるとし、例えば利用料について、民設民営の場合には1万円を超えるものがあるなど、「本来その利用が最も求められるひとり親世帯などの利用抑制に繋がっている可能性」があると懸念する(原2003: 51)。

同じく、運営に関して、谷本・谷本(2006)は、ある市の小学校1, 2学年に在籍する全児

童の保護者を対象にアンケート調査を行った結果、「学童保育を設置していない校区の家庭」、「運営内容により、利用できない家庭」、「現在学童保育を利用しているが、改善の希望を持つ家庭」といった十分にニーズを満たされていない家庭の存在が推察されるとし、保護者が就労等で下校時に家庭にいない子どもたちにとって、安全に自主的に活動をする環境を確保するために、運営に関する課題を検討する必要があることを提示した（谷本・谷本：367-368）。このほか、放課後児童健全育成事業の創設に関する歴史・現状・制度面に関する検討から西郷（1998）が、仕事と子育ての両立支援策と学童保育の質の向上の視点から杉山（2003）がそれぞれ運営における課題を指摘している。

これらの先行研究からは、学童保育における運営・経営に関する課題として、施設設備・施設環境・施設数・定員数の不備、指導員の雇用や労働条件の不備、保育料に関する保護者負担と財政、開所時間や開設日、設置場所など、学童保育を必要とする児童と保護者のニーズを満たすものとなっていないことが明らかにされている。

こうしたなかで、施策に関しては、2007年に「放課後児童クラブガイドライン（厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）」が策定され、学童保育の運営に関する基準が明示された⁽⁶⁾。設置主体や運営に関して多様性のある学童保育において、一定の基準が設けられたことの意義は大きい。しかしながら、ガイドラインという性格上、法的な拘束力を伴うものではなく、基準を満たすとともに、子育て家庭の利用ニーズに応じた内容にしていくための方策が課題となる。

また、2009年の厚生労働省育成環境課における「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」調査によると、放課後児童クラブの設置数は前年度と比較して増加したものの実施市町村数は全市町村数の89.3%で、約1割の市町村では未実施である。利用の申し込みをしたものの何らかの理由で利用できなかった児童数は前年度より減少しているが11,438人となっている。単に待機児童数として把握するのではなく、この数値が示す背景や要因についてもさらに検討する必要がある⁽⁷⁾。

2. 気になる子どもと家庭への支援——養育基盤の脆弱な家庭や特定のニーズのある家庭への支援

(1) 児童虐待への対応と支援

学童保育における児童虐待の対応に関して、福田（2007）は、中核的な市の学童保育クラブを対象にアンケート調査を行い、指導員の子ども虐待への認識、関係機関との連携方法、これらに関する研修の必要性があることを提示している。また、近年の学童保育について、「単に父母が不在の場合の保育機能を担うという働きのみならず、地域で子どもたちが被害になる事件や事故が増える中で、安全で楽しい放課後の生活を担う施設として重要になりつつある」と述べ、今後の学童保育に求められる役割について「子ども虐待の早期発見と見守りの役割を果

たす施設としても今後重要度が増す」と指摘する。さらに、こうした課題にきめ細かに対応するためにも、適切な施設・設備の規模の課題や、指導員の資格、研修の充実⁽⁸⁾、関係機関との連携などのハード面とソフト面の双方の課題をあげており、示唆に富む。

(2) 障害のある子どもと保護者への支援

泉ら(2005)は、放課後児童健全育成事業において、指導員の加配制度や、補助金の加算、入所年齢の制限などの条件整備が不十分なことから、必ずしも障害児の受入れ状況や放課後の保障が十分ではないこと、また、障害児の放課後保障のあり方を検討するにあたっては、放課後の生活状況や母親の子育て状況を把握する必要があるとの問題意識から、岡山県の養護学校及び特殊学級の母親を対象にアンケート調査を実施し、分析を行っている。その結果、養護学校の児童と特殊学級の児童の共通の要望として、障害児が安心して諸活動に参加できるために、指導員やボランティアの確保・充実の必要性を指摘している。具体的には、専門的な指導員の加配、指導員の研修内容の充実、指導員の身分保障、障害についての理解や知識のある人的資源の確保・充実などである。また、特に特殊学級の児童の母親の要望として、「地域交流に関する要望」や、「子どもの社会参加」、「母親同士のネットワークづくりや、子育てに関する相談支援システムの構築」などを望む声があったと述べている⁽⁹⁾。

このほか、障害のある子どもと学童保育に関しては、三好(2009)の研究があるが、ソーシャル・インクルージョンの視点から考察したものであり、後述することとした。

(3) 行動上の問題を抱える子どもと保護者への支援

学童保育の現場における子どもの行動に着目した実践報告として、中町(2004)は、孤立や乱暴な行動、学童保育に来なくなるなどの行動の問題性を、他者とかかわる関係性のスキルの観点から事例検討を行っている。また、そうした問題と関わって、保護者からも、育児不安や不登校、家庭での葛藤、学校担任とのトラブル、他の保護者からのいやがらせなどの相談があり、学童保育ではそうした相談を受けるとともに、専門機関の紹介を行う情報提供的な役割を果たしていると指摘する(中町2004:75)。

このように、特定のニーズや課題のある子どもと保護者への支援、児童虐待に関する対応などが、学童保育の実践に求められている。とくに、虐待への対応に関して、「放課後児童クラブガイドライン」には、指導員の役割について、「児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保育所等の関係機関と連携して対応を図ること」とし、学童保育の仕事のなかに専門機関との連携を位置づけている。

また、2009年3月に改正された「子ども虐待対応の手引き」においても、保育所や放課後児

児童健全育成事業が家庭の養育機能の補完の役割を果たし、在宅生活の維持を可能にするとともに、虐待再発の早期発見を可能とする社会資源の一つとして位置づけ、連携の必要性を述べている。手引きでは、子ども虐待防止対策の基本的考え方として、「発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない支援」、「親子の再統合に向けた支援その他子どものみならず親を含めた家庭への支援」、「虐待の発生予防・早期発見からその後の見守りやケア、親子の再統合の支援に至る関係機関の連携による支援」を掲げた。このなかで、放課後児童健全育成事業に関しては、「第9章 援助（親子分離）」において、虐待により保護された児童の措置解除と家庭復帰後の支援や虐待再発防止に関する社会資源の一つとして取り上げ、連携の必要性を述べている。しかしながら、筆者はこの位置づけのみでは不十分であると考え。実際の学童保育の現場では、後述するように家庭における被虐待児童への支援を行っており、その内容は、先述した手引きにある基本的考え方の3点とも関連する。したがって、親子分離と再統合後の再発防止だけでなく、虐待対策全般を通じて、学童保育の位置づけと機能を再評価し、その責務を明確にするとともに、ケースカンファレンス等への参加を含め、組織的な連携を他の専門職機関と同様に位置付けていく必要があると考える。

虐待以外にも、先行研究に述べられているような、特定のニーズや課題を抱えている子どもや保護者に関しては、気になる子ども、気になる保護者として指導員が対応に困難を抱えている場合があり、学童保育における子育て支援の課題として提起されている（植田ら、久富、丸山、宮本、曾田：2003）⁽¹⁰⁾。学童保育の位置づけや機能、指導員の職責や専門性とも関わって、検討を急がなければならない。

3. 保護者への支援、保護者同士のつながり、ネットワークの形成に関する支援

保護者への支援に関して、西村（2006）は、アンケート調査を行い、児童の就学後の就労支援サービスの現状と課題を検討した結果、「学童保育料、学童保育以外のサービス利用補助、保護者への直接援助、経済的問題への不安」の4つのカテゴリーが抽出され、サービス拡充とともに、制度的基盤の充実が求められることを提示している。

また、寺本は、学童期の児童をもつ保護者の仕事と子育ての両立支援の観点から、保育所と異なり学童保育の場合には、施設や職員配置の最低基準、財政措置が設けられておらず、指導内容についての統一的な指針もなく、質的な面での課題が多いことを指摘し、施設・設備、開設日・時間、サービス内容、保護者の負担など、「働く親が、放課後及び学校休業日に、安心して子どもの生活を託すことができる状況とはいえない」と述べている。そして、「小学校就学を境として、就労と育児の両立支援システムには大きな断絶があるうえ、就学後の児童を養育する労働者のための施策はきわめて少ない」とし、このことは「働く両親をもつ児童にとって乳幼児期から学齢期へのソフトランディングという観点からも、働く両親への両立支援とい

う観点からも、大きな問題である」としている (寺本2001:44)。

これらの課題は、先に述べた学童保育の運営体制にも関連する内容である。2007年には「放課後児童クラブガイドライン」が創設されたことにより一定の基準が明示されたものの、学童保育における児童の生活・遊びへの支援と保護者への就労支援に関しては、指摘されているように保育所から小学校の就学期において連続した支援の質を担保しているとはいえない。

さらに、保護者のネットワークやつながりの形成に関しては、山田ら (2005) が、働く母親のソーシャル・サポート・ネットワークの実態を明らかにするとともに、仕事と家事、育児の負担軽減の支援について検討することを目的として18名の対象者にアンケートと面接による調査を行っている。その結果、男性の育児参加を可能にするための職場の意識改革や労働時間の見直し、育児支援のための保育所や学童保育の充実の必要性を提示した。

この他、高橋 (2008) は、ある地域の学童保育クラブの父母組織の活動内容の紹介を通して、「地域社会におけるインフォーマルな子育て支援ネットワークの形成」の役割を果たしているとし、父母会の地域社会に向けた活動の意義について述べている。そこでは、父母会の全員が何らかの役割を担い、相互支援関係を創り上げており、ピア・カウンセリング的なかわり、レスパイト・ケアの提供、問題を抱える児童・家庭への見守りや関与等を行っているという具体例をあげている。そのなかで、「日常的に地域とつながりをもたない親にとって、父母会活動を通して育児という課題を共有する仲間に出会い、目的に向かって共に行動するといった経験は、自らの個性や専門性を地域に開放するきっかけとなる」(高橋2008:195)とし、父母会が学童保育の場だけではなく、子どもの生活する地域の安全や文化交流に関する活動にも展開していることが紹介されており、興味深い⁽¹¹⁾。

4. ソーシャル・インクルージョン (社会的包摂)、社会的統合の視点

三好 (2009) は、学童保育と障害のある子どものおかれている現状について述べ、障害のある子どもたちが地域社会で生きていくうえで、地域における人間関係などのつながりが重要であることを述べ、地域の学童保育所が果たすべき役割について考察を行っている。具体的には、障害のある子どもを受け入れている学童保育を4つに分類し、事例を取り上げて、学童保育が「社会的インクルージョン」を促進する機関として機能するための課題を提示している。

また、池本 (2009b) は、8カ国の学童保育の状況を調査し、諸外国の放課後対策をふまえて、日本における学童保育の視点について、高い年齢までの預け先の確保 (対象年齢の引き上げと長期休暇中の保育のあり方の見直し)、親が抱える様々な問題への対応の視点 (家族支援の視点)、社会的統合の視点をあげ、社会的統合に関しては、子ども間の格差や社会的疎外の解消に向けての課題を克服することを提示している⁽¹²⁾。

先に述べた先行研究にみられるように、子育ての孤立と児童虐待の予防を含む子ども家庭へ

の組織的な対応・支援のありかたや、障害のある児童の生活と他者とのつながりをもつ機会の保障、保護者間のつながりや父母会の地域に向けた活動、ソーシャル・サポート・ネットワークのありかた等は、ソーシャル・インクルージョンの視点とも関連するであろう。そうであるとすれば、学童保育は、ミクロのレベルでは子育て・家族支援の機能をもつものであるが、メゾ・マクロのレベルでは、地域社会に子育てをひらくソーシャル・インクルージョン、社会的統合の視点と機能をもつ可能性をもつものとして強調されてよいのではないかと考える。

Ⅲ. 「子育て・家族支援研究会」の活動からみえてきたこと

上述のように、学童保育における子育て・家族支援に着目して、先行研究を検討した結果、大きく4点に整理することができた。それらの内容をふまえ、次に、筆者の参加している学童保育における「子育て・家族支援研究会」（以下、「本研究会」と略す）の活動とそこで検討された内容を概観し、学童保育における子育て・家族支援の意義と課題についての基礎考察を行う。

1. 「子育て・家族支援研究会」の目的と基本的視点

本研究会は、2004年に「学童保育指導員専門性研究会」の一つとして発足し、学童保育における子育て、家族支援の実践事例の検討を行う公開研究会を重ねてきた⁽¹³⁾。その目的は、学童保育の現場で働く指導員が、日々の実践のなかで「子どもたちをまるごととらえ、発達をうながそうとするとき、その家族・子育てをどう支援していくのかということが大きく問われ」、「その中身を仕事として確立していく」ことにあった⁽¹⁴⁾。その立ち上げは、本稿の冒頭で述べたような背景のなかで、学童保育に求められる社会的要請やニーズが、子どもの育ちや子育てをめぐる課題にシフトしてきたことがあげられる⁽¹⁵⁾。

本研究会の活動を通じて、伊藤（2008）は、学童保育における子育て・家族支援の視点を次のようにまとめている。これは、現場実践の蓄積を通して形成された視点であり、本研究会においても、議論の度に拠り所として立ち返り、支援のあり方を検討してきた⁽¹⁶⁾。その視点からは、学童保育の仕事の支柱に子育て・家族支援を位置づけたこと、すなわち、学童保育のもつそもそもその機能である放課後の子どもの生活・遊びの保障と保護者の就労を支援することが矛盾せず、むしろ学童保育の中身を豊かにするために、それを職責として専門性の柱に据えたこととして確認できる。また、その視点は、児童福祉法の第1条、第2条をふまえ、子どもの権利条約にある子どもの最善の利益の保障と、生存・発達・保護・参加の実現にも関連する。さらに、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）のソーシャルワークの定義を内包すると理解することができよう⁽¹⁷⁾。

＜学童保育における子育て・家族支援の視点＞

- *子育て・家族支援の基本は、学童保育の生活の中で、子ども一人ひとりの成長・発達をどう促していくかというところにある。
- *親は、だれもが我が子によりよく育てほしいと願っていることに信頼をよせること。
親と向かい合うときは、本音を出し合える状況にすること。
- *子どもの輝く場面を、学童保育のなかでつくりだす努力をし、その場面や、その子の持ち味を親につたえること。
- *保護者同士の援助関係（行事・保護者会活動・懇談会）を、つくっていくことを大事にすること。
- *子ども理解・親理解は、親のこれまでの生い立ち・性の問題を含めて、深めていく。トータルにみて、今の時代を生きる困難さに共感を寄せること。
- *ひとりの人間の育ちのなかで、学童保育での体験が必ず刻まれていくことに信頼をよせること。
- *どのような機関（学校、保育所、児童相談所、支援センター、医療機関等）と連携していくのかについても考える。その機関との連携方法にもこだわること。
- *学童保育でこそ、はっきりとみえる、子育ての困難さ・制度の不十分さも明らかにしていく。

2. 「子育て・家族支援研究会」の活動から得られた知見

次に、本研究会で取り上げられた実践事例の検討から得られた知見について概観する。ここでは、先述した先行研究の分類に照らしてその概要を示すとともに、研究会での議論、なかでも当該事例検討において参加者が確認してきた視座を中心に述べる。なお、これまでに開催された研究会の概要を表1に示す。

(1) 運営・経営に関する課題と子育て・家族支援

本研究会では、参加する指導員の所属する学童保育の設置主体や、規模（児童の定員数、対象児童の学年の上限等）、障害児の受入れなど、その運営・経営に関する形態は多様であった。したがって、それらを議論の前提として確認しつつも、運営基盤の脆弱さや問題点の指摘にとどまらず、むしろ、そうした課題を超えたところで子育て・家族支援における本質をめぐる議論や、指導員のおかれている組織、環境のなかで何ができるかという課題解決志向の視点から議論がなされた。

また、これまでの議論を通して、運営基盤に関しては、公設公営の場合には、他職種との連携の方法が会議や連絡調整を含め確保されやすいという報告を得た。一方、民営の場合には、地域性や自治体行政の方針との関連において、活動に幅があり、そのことが運営や経営にも影響を及ぼしていることが推察された。組織運営や実践の展開では、正職が非常勤かといった指導員の雇用条件や勤務形態が、指導員集団の形成、チームワークのありかたに反映されるという報告もある。今後、より検討を深めることが課題である。

表1 これまでに開催した学童保育の「子育て・家族支援研究会」一覧

研究会名 ()内は回数	開催日 (年/月)	報告のテーマ ※1) ()内は報告者の勤務地。
公開研 (1)	2004/11	・「自治体の子育て支援と学童保育の子育て支援」(東京都) ・「Aちゃんとおかあさんと学童保育」(大阪府)
公開研 (2)	2005/01	・「AちゃんとAちゃんの家族とのかかわりを通して①」(石川県)
公開研 (3)	2005/04	・「Aちゃんと家族をどう理解し、学童保育での生活をつくっていくのか」(京都府)
公開研 (4)	2005/07	・「気になるAちゃんへの働きかけについて——障害の理解」(京都府)
公開研 (5)	2005/11	・「気になるしぐさをするAちゃんへのはたらきかけについて」(兵庫県)
公開研 (6)	2006/04	・「保護者と私」(滋賀県) ・「学童での子育て支援について」(大阪府)
公開研 (7)	2006/07	・「Aちゃんと家族への支援～ネグレクトの事例から～」(大阪府) ・「児童福祉を支える施設・機関と学童保育」(解説)
公開研 (8)	2006/11	・「安心が実感できるように～Aちゃんとその家族との関わりから～②」(石川県)
公開研 (9)	2007/04	・「家族支援を考える——父子家庭への支援/在日外国人家族への支援①」(滋賀県)
公開研 (10)	2007/07	・「家族支援を考える——在日外国人家族への支援②」(滋賀県)
公開研 (11)	2007/11	・「学童保育でのけがを役所や学校に訴えていく親との関わり」(京都府) ・「虐待のタイプについて」(解説)
公開研 (12)	2008/02	・「Aちゃんにとって居心地のいい空間とは」(京都府) ※2)
公開研 (13)	2008/04	・「日々の保育の中で保護者との伝え合いで大事にしていること」(京都府)
公開研 (14)	2008/07	・「障害のあるAちゃんが自分をだせる居場所づくりとは」(京都府)
公開研 (15)	2008/10	・「集合住宅から通ってくる子どもたちへの家族支援をめぐる①」(兵庫県)
公開研 (16)	2009/04	・「保護者とのかかわり どう深めあうのか①」(大阪府)
公開研 (17)	2009/08	・「保護者とのかかわり どう深めあうのか③」(大阪府)
公開研 (18)	2009/10	・「保護者とのかかわり—保護者会を通して—」(京都府)
研究大会 (1)	2006/01	・「Aちゃんの家族を応援していきたい」(神奈川県)
研究大会 (2)	2007/01	・「安心が実感できるように～Aちゃんとその家族との関わりから～③」(石川県)
研究大会 (3)	2008/01	・「家族支援を考える——在日外国人家族への支援③」(滋賀県)
研究大会 (4)	2009/01	・「集合住宅から通ってくる子どもたちへの家族支援をめぐる②」(兵庫県)
大阪集会 (1)	2005/06	・「学童保育と家族支援」(大阪府)
大阪集会 (2)	2006/06	・「学童保育における子育て支援」(大阪府)
大阪集会 (3)	2007/06	・「ともに子どもを育てる～保護者と指導員と～」(大阪府)
大阪集会 (4)	2008/06	・「父母と指導員が子どもの状況・課題を共有する～懇親会をつうじて子どもの課題を共有する中での変化～」(大阪府)
大阪集会 (5)	2009/06	・「親と指導員の関係づくり」—保護者とのかかわり② (大阪府)

※1) 報告のテーマ(タイトル)における児童名はすべてAちゃんで統一表記した。

※2) 「第20回京都学童保育学習交流集会」の分科会を兼ねて、公開研を実施した。

(2) 気になる子どもと家庭への支援——養育基盤の脆弱な家庭や特定のニーズのある家庭への支援

先行研究では、被虐待の問題や、障害のある児童等、気になる子どもと保護者に関する内容を紹介した。本研究会でも、その主旨から当然であるといえるが、本年10月現在までの18回開催されたすべてにおいて、気になる子どもと家庭への支援に関するテーマで議論がなされている。具体的には、子どもへの虐待・ネグレクトのある家庭、自閉症等の発達障害のある子どもと家庭、経済的に困窮している家庭、在日外国人家庭、ひとり親家庭等への支援が事例のなかで取り上げられた。個々の事例の具体的な検討については、稿を改めて述べたい。

これらの事例に関して、本研究会で常に問われ、確認されたことは、“学童保育の場において何ができるか”、“学童保育の持ち味・特性を通してどのような支援が可能か”、“学童保育の機能や役割では充足できない、あるいは困難性を伴う支援や対応については、どのように取り扱うか”、といった点である。すなわち、学童保育という仕事を通しての指導員の位置づけ・役割と、学校や児童相談所、家庭児童相談室、保健所等の他の社会資源との連携や役割分担に関する内容に関する議論であった。そのなかには、本来、児童相談所や学校などで対応しなければならない支援内容について、学童保育指導員が補完する形で対応していたり、他職種との連携において学童保育の場に必要とされる情報が提供されていなかったりという課題もあった。これらは、指導員の専門性や身分、職責が社会的に認知されるという形で確立しておらず、社会的にも承認を得ていないことと関連する。

ソーシャルワークの専門性に関し、それが専門職として成立し機能するための条件は、グリーンウッドが、①理論の体系化、②専門職的権威、③社会的承認、④専門職業的倫理、⑤専門職業的文化の5つをあげている⁽¹⁸⁾。学童保育における実践現場では、今後ますます子育て・家族支援に関する多様な課題に直面する可能性を否定できない。また、放課後の生活や遊びを通して学校以外の場で子どもや保護者に関わる学童保育の機能には、子どもの発達を支える役割もある。学童保育のもつ機能とあわせて、専門職として確立していくための条件を整備していくことが急務である。

(3) 保護者への支援、保護者同士のつながり、ネットワークの形成に関する支援

本研究会で取り上げた事例からは、指導員が保護者の力を借りることの重要性や、保護者同士の関わりや支援によって、子育ての負担や不安が軽減したり、自分の子どもだけでなく、他の子どもをかわいいと思い、育むきっかけとなることが提示されていた。先行研究でも取り上げられていたように、こうしたことの積み重ねが子育ての社会化に向けて土壌を豊かにすることにつながる。

また、保護者との関わりを組織的に行う保護者会については、学童保育の設置主体の方針等によって有無があったり、以前は機能していたがその低下がみられた事例があった。その一方

で、保護者会の存在が、保護者への支援につながり、子育て家庭の孤立を防ぐ可能性を示した事例報告もみられた。保護者会については、全国的には縮小の傾向にあり、実際に活動しているところの事例を丁寧に検討するなかで、その意義を明らかにしていくことが課題である。

（４）ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）、社会的統合の視点

本研究会の活動の当初から、ソーシャル・インクルージョンや社会的統合の視点を持ち、事例研究を行っていたとは一概にいけない。しかしながら、実際の研究会の内容をふりかえると、先の（２）や（３）と関わって、指導員が社会的に孤立しがちな家庭や、他の子どもとうまく遊べない子どもなどに意図的に関わり、寄り添いつつ直接的な支援を行ったり、関係性を広げるような支援を行っていること、すなわちインクルーシブな視点で支援を行っていたことが、事例を通して明らかにされている。様々なニーズをもつ子育て家庭が、学童保育の場を通して包摂されることの意義と可能性について、さらに検討していくことと同時に、（２）で述べたような指導員の専門性と職責を明らかにしつつ、指導員や学童保育の機能そのものが、他の専門職や組織との間で孤立しない仕組みをつくることが重要である。

（５）子育て、家族支援に関する実践事例検討の意義

先行研究から得られた知見の４点以外に、本研究会を通して得られた成果や意義について、さらに３点を加えておきたい。

①指導員の人間観・援助観の形成

事例研究を通して、常に確認されることとしては、指導員の仕事を通しての人間観や援助観についてであった。例えば、一人の指導員が複数回に渡って事例を報告するプロセスのなかで、報告者と参加者がともに課題を共有し、援助観を深めていくような機会を得ている。指導員にとって、対象となる子どもや保護者への対応に困難や課題を抱えたり、支援が行き詰まったりする事例では、その子どもや保護者をどのように受けとめ、理解するとよいかについて、参加者から様々な意見が出され、そのことが事例提供者の指導員にゆとりを生み出し、人間観に関する広がりや転換につながる。こうしたことは、事例検討を通じて、参加者によるピア・スーパービジョンの機能が果たされているともいえるであろう。

②利用者の生活の全体を捉えるという視点

学童保育における子育て・家族支援では、その視点の中核に学童保育の場や機能において何ができるかということを描えて検討する必要があることを先に述べた。このことは、学童保育のもつ専門性や他職種との連携、役割分担を考えるうえで重要である。しかしながら、同時にそれは学童保育における仕事の視野を狭めたり、矮小化するものではない。

例えば、4人子どもがいる家庭での長男と保護者に関わっている事例があり、その家庭がネグレクトの可能性があると示唆された場合、長男が学童保育に来ている間の支援とともに、長男が学童保育を卒園した後の支援のありかたや、2番目以降新たに学童保育の対象となる可能性のあるきょうだいへの支援をどのように行っていくかということも、課題となるであろう。勿論、こうした事例においては、学校や児童相談所等の連携が重視されることは言うまでもない。しかしながら、気になる子ども家庭の生活の全体を理解する立場にたつと、学童保育における支援の見通しや支援計画をどのように図っていくかということが重要な点として理解でき、課題となろう。

また、指導員が支援を継続したいと考えていても、利用している子どもが何らかの家庭の事情で学童保育をやめたり、年齢の上限から学童保育を卒園するなど、支援が打ち切られることもある。したがって、予め、支援の終わりが時期的にわかる場合には、学童保育のなかでその時期までに何ができるかについて見通しをもった支援を行うことも重要である。

③事例研究、事例研究会の意義と課題

相沢(2005:3)は、事例研究について、「現実に担当した事例、あるいは現実に近い具体的事例を参加者(現場職員、学生など)がともにディスカッションを行い、そこに含まれている問題点について分析し、そして問題点を明らかにしていくことによって検討していく方法」であると述べている。また、事例研究の内容には、「①これまでの援助内容の反省、②現在の援助内容のフィードバック、③これからの援助のあり方の再検討」が含まれるとする。そして、「援助者一人ひとりの質的向上には、限界があるが、援助者同士の学び合いを通しての現場全体の質的向上が不可欠」であり、「そのための雰囲気づくり」が大切であると述べ、その理由として、「現場全体における意識的な学びあいがなされているかによって、利用者への具体的な援助内容が左右される」としている。

本研究会を発足した背景においても、それぞれの学童保育の現場で個々の指導員が独りで悩んだり課題を抱えこむのではなく、事例研究として研究会でオープンにすることを通じて、参加者同士が学び合い、サポートしあい、それぞれの現場での実践に活かしていくことを大切にしてきた。したがって、活発な議論は行いが、事例提供者を含め、参加者が否定されたり非難されたりすることはあってはならず、そのことが参加のルールとして確立している。事例提供者に対する報告の準備等を含めた労力に対するねぎらいや、貴重な報告についての感謝の気持ちを表現することも大切であろう。

今後は、さらに事例検討をしていくうえでの議論の進め方や報告のしかた、記録のありかたなど質的な面でのスキルアップが課題となる。当然、個人情報保護を含めた人権の尊重と配慮も確立していかなければならない。また、研究会としての活動の振り返りや評価を行うことも課題となる。

IV. 結びにかえて

本稿では、学童保育における子育て・家族支援について、関連する先行研究の成果を整理し、それをもとに、筆者の属する「子育て・家族支援研究会」の活動を例として、ソーシャルワークの観点から課題について考察を行った。繰り返しになるが、冒頭で述べたように、学童保育における目的と機能は、学齢期にある子どもの健やかな育ちと発達を支援するために、放課後の生活と遊びを保障し、かつ保護者を支援することにある。したがって、そのことが、学童保育における子育て・家族支援の役割なのであろう。本稿では、先行研究の検討から、学童保育の子育て・家族支援について、運営・経営に関する課題、気になる子どもと保護者への支援に関する課題、保護者のつながりやネットワークの形成に関する課題、ソーシャル・インクルージョンに関する課題があることを整理した。また、筆者の属する研究会を通して、実践事例からも、それらの課題があることの確認をするとともに、指導員の援助観・人間観や、利用者の生活の全体像をとらえる視点、事例研究を行うことの意義について提示した。

子育て・家族支援では、同じ職場のチームワークや、他職種、他領域との連携を欠かすことができない。その有機的な連携を行っていくためには、指導員の職責や職業倫理、専門性に関する社会的承認を得ることが肝要である。そのことを具体化していくためにも、学童保育の仕事の内容をさらに明らかにしていくことが求められよう。本稿はその作業の一部を担うことを志向したものであるが、実際の事例内容についての具体的な分析や普遍化に向けての理論的検討と考察、放課後児童クラブとの関連における学童保育の位置づけなどについては詳細を欠いている。また、先行研究のレビューに際しても、すべてを網羅しているわけではなく、検討の余地がある。さらに実践事例からは、学童保育が子どもの虐待への対応や予防、親の子育てを支援する役割を果たしていた。このことは、学童保育の専門性や機能について、社会的養護と子育て支援の双方に関わる内容をもつことが示唆されているとも考えられる。これらについては、今後の検討課題としたい。

〔注〕

- (1) ここでは、1997年の児童福祉法改正で法制化された放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、法制度の説明などで必要とする以外は学童保育という名称で述べることにする。その理由は、本稿で取り上げる事例研究会において、学童保育という名称が一般的に利用されていること、また、関連先行研究においても学童保育が広く用いられていることによる。なお、地域によって、学童クラブ、児童クラブ、子どもクラブ、留守家庭児童会などの名称がある。
- (2) 全国学童保育連絡協議会「学童保育とは」(<http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou/>)を参照されたい。
- (3) 「放課後子どもプラン」は、厚生労働省の実施する「放課後児童健全育成事業」と、文部科学省の実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的または連携して推進する事業として2007年に策定された。「放課後児童健全育成事業」が共働き家庭など留守家庭の児童（おおむね10歳未満）を対象とし、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ろうとするものである。

のに対し、「放課後子ども教室推進事業」は、「すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する」事業である。国の基本的考え方としては、各市町村において教育委員会が主導し、福祉部局と緊密な連携を図り、原則としてすべての小学校区での実施を目指すというものである。しかし、両事業を統一的に実施、運営していくには、其々の目的と機能の相違や、運営基盤・体制、利用者のニーズ、地域の状況等を含め、さまざまな課題がある。その点については本稿でも一部取り上げるが、具体的な見解は、より議論の背景を含めた精査が必要であり、稿を改めたい。

- (4) 学童保育に関する先行研究を概観すると、主として、教育、保育、社会福祉及びソーシャルワーク、医療・保健からのアプローチがみられる。ここでは、筆者の所属と専門とする研究領域として社会福祉、なかでもソーシャルワーク(社会福祉援助)の観点から述べていく。
- (5) 代表的な文献には、先に述べた全国学童保育連絡協議会の編集・発行による『日本の学童ほいく』がある。これは、1974年6月に創刊された学童保育に関する専門誌で、1974~76年までは隔月で発行され、1977年以降は月刊となっている。学童保育の現場に関する実践、実態について理解を深めることができるとともに、毎号の特集テーマからは、時代社会の変容のなかで学童保育に何が求められてきたかについて示唆を得ることができる。このほか、学童保育の専門誌としては、学童保育指導員専門性研究会編集・発行の『学童保育研究』(かもがわ出版)が2001年より公刊されている。
- (6) 「放課後児童クラブガイドライン」では、「1対象児童」、「2規模」、「3開所日・開所時間」、「4施設・設備」、「5職員体制」、「6放課後児童指導員の役割」、「7保護者への支援・連携」、「8学校との連携」、「9関係機関・地域との連携」、「10安全対策」、「11特に配慮を必要とする児童への対応」、「12事業内容等の向上について」、「13利用者への情報提供」、「14要望・苦情への対応」の14項目について記されている。なお、これに先立つものとしては、放課後児童健全育成事業の制度化に伴い、「放課後児童健全育成事業等実施要項」(1998年)において運営基準が示されていた。
- (7) 「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」調査(厚生労働省雇用均等・児童家庭局)によると2009年5月1日現在、放課後児童クラブ数は18,479か所、登録児童数は807,857人となっている。実施場所については、「学校内実施」(学校の余裕教室と学校敷地内専用施設)が全体の49%と半数近くを占めているが、児童館・児童センターで実施しているところや、地域に学童保育所を設けているところなど、設置主体の意図や運営基盤によってさまざまである。
- (8) 福田(2007:29-32)によれば、指導員90名から回答を得られた調査結果からは、各種の研修の充実について要望が多かったとし、質問項目として設定していた基礎的な研修だけではなく、関係機関との連携方法に関する研修、心理的側面に関する研修、家族問題に関する研修のいずれについても希望が多かったと述べ、今後の充実が望まれるとしている。この調査結果については、母数も限られていることから結論の一般化に向けては課題が残るが、学童保育の現場において、指導員が虐待に関する支援に携わり、研修などのスキルアップを課題としていることには着目したい。
- (9) 泉ら(2005:53-54)は、調査結果から、養護学校の児童と特殊学級の児童それぞれの母親の要望についても分析を行い、養護学校児童には、保護者に負担がかからない送迎サービスの提供が、特殊学級児童には、健常児との交流や児童への個別のアプローチを行える人的配置の必要性があるとしている。これらの点について、筆者は、養護学級、特殊学級双方のニーズとしての共通性もあるのではないかとの問題意識から、より詳細な検討が必要であると考えた。
- (10) 2003年発行の『学童保育研究』(第4号、かもがわ出版)では、「家族・子ども・子育て支援と学童保育」

を特集テーマとし、以下の内容が記されており、参照されたい。植田章・平塚夕子・牧浩二・伊藤真美子「座談会 困難を抱える家庭・家族にかかわって学童保育にできること」、久富善之「現代社会と家族・子どもの変貌—儀礼・情報消費社会、そして階層—」、丸山美和子「家庭・子育て支援と指導員の専門性—発達研究の立場から—」、宮本誠貫「家族を問い直す—きついな規範家族から自由な共同グループへ—」、曾田智恵「〔実践レポート〕揺れ動く親と向きあって」。

- (11) 高橋（2008）は、父母会の役割として全国学童保育連絡協議会があげている「①学童保育を創り、維持し、運営する、②働きながら子育てを交流し、支えあう、③放課後の生活の内容を話し合っ創る、④学童保育を改善する、⑤学童保育全体を良くする運動に取り組む」といった5点について述べ、父母会にはこうした役割を果たしつつ、地域社会に向けた活動ができることの可能性を提示している。また、指導員に対しては、ケアワーカー、ソーシャルワーカーの機能が求められていることを指摘している。
- (12) そのうえで、池本は、日本の放課後対策で取り組むべき課題として、学童保育の待機児童解消（所得に応じた保育料の徴収、職員の資格・処遇の引き上げ、活動メニューの充実と対象年齢の拡大、放課後活動と学童保育の関係）放課後活動に対する学校の関与、多様なニーズへの対応、子ども・親の参画によるプログラムの充実、企業との連携によるプログラムの充実、親支援の充実として、小学生の親のワークライフバランス、小学生の親に対するサービスの充実などを課題としてあげている。
- (13) 「子育て・家族支援研究会」は、学童保育指導員専門性研究会の一つで、2004年に発足した。筆者は助言者として関わっている。3か月に1度のペースで公開研究会を実施し、2009年10月現在で18回を数える。このほか、関連する研究会や大会において議論を行ってきた。それらの活動概要については、伊部恭子（2009）を参照されたい。
- (14) 「第1回 学童保育における子育て・家族支援研究会のご案内」パンフレットより。
- (15) 前掲書である2003年発行の『学童保育研究』（第4号）の特集の内容においてもそのことが指摘されている。
- (16) 伊藤真美子（2008）は、学童保育指導員専門性研究会発行の『学童保育における子育て・家族支援研究会3年間のまとめ』の「はじめに」において、本研究会での参加者の議論をふまえ、まとめている。
- (17) 国際ソーシャルワーカー連盟のソーシャルワークに関する定義は次のようである。「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め人間観における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会のシステムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である」。これは、2000年7月27日モントリオールにおける総会において採択したもので、日本語訳は日本ソーシャルワーカー協会、日本社会福祉士会、日本医療社会事業協会が構成するIFSW日本国調整団体が2001年1月26日決定した定訳である。
- (18) アーネスト・グリーンウッド「専門職の属性」、ポール・E・ワインバーガー編、小松源助監訳（1978）『現代アメリカの福祉論』ミネルヴァ書房、335-350。

【文献】

- 相沢譲治（2005）『福祉職員のスキルアップ—事例研究とスーパービジョン』勁草書房。
- Carel B. Germain & Alex Gitterman（1996）*The Life Model of Social Work Practice Advances in Theory & Practice. 2nd Ed.*, Columbia University Press（=2008, 田中禮子・小寺全世・橋本由紀

- 子監訳『ソーシャルワーク実践と生活モデル-上-』、『ソーシャルワーク実践と生活モデル-下-』、ふくろう出版。）
- 福田智雄 (2007) 「学童保育クラブにおける子ども虐待対応の実態等に関する調査研究 (1)」『国際学院埼玉短期大学研究紀要』, 第28巻.
- 学童保育における子育て・家族支援研究会編 (2008) 『学童保育における子育て・家族支援研究会 (3年間のまとめ)』学童保育指導員専門性研究会発行.
- 学童保育指導員専門性研究会編集・発行 (2003) 『学童保育研究』, 第4号, かもがわ出版.
- 原史子 (2003) 「学童保育の現状と課題～運営基盤からの検討～」『上田女子短期大学紀要』, 第26号, 43-53.
- 平田貴子 (2007) 「わが国における学童保育の現状に関する一考察」『川崎医療短期大学紀要』, 第27号, 47-51.
- 伊部恭子 (2009) 「学童保育の子育て・家族支援——『子育て・家族支援研究会』の歩みを通して——」『学童保育研究』, 学童保育指導員専門性研究会編集・発行, 第10号.
- 池本美香編 (2009a) 『子どもの放課後を考える—諸外国との比較でみる学童保育問題』勁草書房.
- 池本美香 (2009b) 「日本の放課後対策への示唆～『放課後子どもプラン』の課題」『Business & Economic Review』日本総合研究所, 19 (6), 105-122.
- 泉宗孝, 小池将文, 八重樫牧子 (2005) 「岡山県における障害児の放課後生活実態に基づく放課後生活保障に関するニーズ調査」『川崎医療福祉学会誌』第15巻, 第1号, 43-66.
- 厚生労働省 (2009) 『子ども虐待対応の手引き 平成21年3月31日改正版』.
- Louise C. Johnson & Stephen J. Yanca (2001) *Social Work Practice: A Generalist Approach. 7nd Ed.*, Allyn & Bacon. (=2004, 山辺朗子・岩間伸之訳『ジェネラリスト・ソーシャルワーク』ミネルヴァ書房.
- 三好正彦 (2009) 「障害のある子どもたちにとっての学童保育—社会的インクルージョンに向けた可能性」『社会福祉学』第49巻, 第4号, 52-64.
- 中町美佐子 (2004) 「学童保育 (放課後児童健全育成事業) 入所児童の心理社会的発達相談——子どもの関係性のスキルのまずさとその対応について——」『子ども家庭福祉学』第4号, 69-78.
- 日本社会福祉実践理論学会監修, 米本秀仁・高橋信行・志村健一編著 (2004) 『事例研究・教育法—理論と実践力の向上を目指して—』, 川島書店.
- 西郷泰之 (1998) 「放課後児童対策のあり方—放課後児童健全育成事業の法制化をめぐる—」『季刊・社会保障研究』第34巻, 第1号, 35-43.
- 西村真実 (2006) 「就学前後期における就労支援サービスの現状についての考察」『奈良佐保短期大学紀要』, 第14号, 45-54.
- 小木美代子ほか児童館・学童保育21世紀委員会編 (1994) 『21世紀の児童館・学童保育Ⅰ 児童館・学童保育と子育て支援—地域の福祉・文化・環境・教育の創造へ』, 萌文社.
- 小木美代子ほか児童館・学童保育21世紀委員会編 (1995) 『21世紀の児童館・学童保育Ⅱ 児童館・学童保育と居場所づくり—子どもの生活に躍動と癒しの拠点を』, 萌文社.
- 小木美代子ほか児童館・学童保育21世紀委員会編 (1996) 『21世紀の児童館・学童保育Ⅲ 児童館・学童保育と子ども最優先—子どもの権利条約と学校五日制』, 萌文社.
- 小木美代子ほか児童館・学童保育21世紀委員会編 (1997) 『21世紀の児童館・学童保育Ⅳ 児童館・学童保育と共生のまち—「まち探検」からまちづくりへ』, 萌文社.
- 小木美代子ほか児童館・学童保育21世紀委員会編 (1998) 『21世紀の児童館・学童保育 (別冊) 児童館と学童保育の関係を問う—「一元化」「一体化」をめぐる』, 萌文社.

学童保育における子育て・家族支援の課題（伊部恭子）

- 小木美代子ほか児童館・学童保育21世紀委員会編（1999）『21世紀の児童館・学童保育Ⅴ 児童館・学童保育と自立ネット—地域力・パートナーシップ・NPO』、萌文社。
- 小木美代子ほか児童館・学童保育21世紀委員会編（2001）『21世紀の児童館・学童保育Ⅵ 児童館・学童保育と子育て文化—一人と人を結ぶ文化創造』、萌文社。
- 小木美代子ほか児童館・学童保育21世紀委員会編（2006）『21世紀の児童館・学童保育Ⅶ 児童館・学童保育の施設と職員—多機能、複合化する施設と職員の専門性』、萌文社。
- 大阪学童保育連絡協議会編著（2000）『子ども時代を拓く学童保育』、自治体研究社。
- 杉山直（2003）「児童福祉事業の理念と経営の実際—放課後児童健全育成事業を事例として—」『中京経営紀要』第3号、71-98。
- 高橋健一郎（2008）「地域社会における学童保育クラブ父母組織の役割」『鹿児島女子短期大学紀要』、第43号、191-197。
- 谷本弘子、谷本要（2006）「放課後児童健全育成事業の課題—保護者へのアンケート調査から—」『小児保健研究』第26巻、第2号、363-368。
- 寺本尚美（2001）「学童期の子を養育する労働者のための両立支援策の現状と課題—放課後児童健全育成事業を中心に—」『梅花女子大学紀要（人間福祉編4）』第35巻、43-53。
- 八重樫牧子（1999）「戦後日本の児童館施策の動向—『児童館の設置運営要綱』を中心に—」『川崎医療福祉学会誌』第9巻、第1号、1-12。
- 山田英津子、有吉浩美、堀川淳子、石原逸子（2005）「働く母親のソーシャル・サポート・ネットワークの実態」『産業医科大学雑誌』27、（1）、41-62。
- 植田章（2003）「判断の問われる場面と専門性—学童保育指導員業務調査から—」『社会学部論集』、佛教大学社会福祉学部、第36号、157-174。
- 植田章・岡村正幸・結城俊哉編（1997）『社会福祉方法原論』、法律文化社。

【付記】

本研究は、2008年度「佛教大学特別研究費助成」の成果の一部である。

（いべ きょうこ 社会福祉学科）

2009年10月13日受理